

大口町特別融資制度推進会議設置要領

大口町特別融資制度推進会議設置要領（平成6大口町告示第62号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、大口町における次条に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資、保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

（対象資金）

第2条 対象とする資金は、次に掲げる資金とする。

- (1) 農業経営基盤強化資金
- (2) 農業経営改善促進資金
- (3) 認定農業者（認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者を含む。）又は認定新規就農者に係る農業近代化資金
- (4) 青年等就農資金
- (5) 認定新規就農者又は次のいずれかである場合に係る経営体育成強化資金
 - ア 経営開始後決算を2期終えていない農業参入法人
 - イ 集落営農組織が法人化するときの当該法人の構成員
 - ウ 貸付対象者の要件を満たす集落営農組織
- (6) スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）
- (7) その他推進会議が必要と認める農業制度資金

（協議等事項）

第3条 推進会議は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) 貸付対象者に対する指導、助言等に関すること。
- (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 推進会議は、次に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 大口町
- (2) 大口町農業委員会
- (3) 愛知北農業協同組合
- (4) 愛知県尾張農林水産事務所
- (5) 株式会社日本政策金融公庫名古屋支店
- (6) 愛知県信用農業協同組合連合会
- (7) 愛知県農業信用基金協会
- (8) その他推進会議が必要と認める機関又は団体

(運営等)

第5条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、町長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、推進会議を招集し、会議を主宰する。
- 4 推進会議の事務局は、まちづくり部まちづくり推進課が担当する。
- 5 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第3条の協議等に当たっては、原則として第1号の方法によるものとし、慎重な審議が必要な場合は第2号の方法によるものとする。

(1) 推進会議が、対象とする資金の貸付の認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が愛知県農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び愛知県農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

(2) 次に掲げる方法

ア 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。

イ 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う愛知県及び大口町（以下「助成地方公共団体」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付する。

ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行う場合は、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の（2）の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の（4）の愛知県による確認書又は第3の1の（4）の愛知県による意見書（以下「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。

エ ウの会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めるものとし、必要に応じて借入希望者を出席させることができるものとする。ただし、借入希望者を出席させ、かつ説明を求める場合には、借入希望者に対し、過大な負担感を抱かせることのないよう配慮するものとする。

6 前項の慎重な審査が必要な場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 必要とする借入金が1億5,000万円（法人にあっては5億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第3の4の（1）のイに規定する場合

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあっては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入金が3,700万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

7 第5項第1号により委任を受けた融資機関が認定等を行った場合は、事務局に対し、速やかに認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。）をいう。）又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告するものとする。

8 前項の報告を受けた事務局は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ速やかに通知するものとする。

- (1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
- (2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項
(秘密保持)

第6条 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規程を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、次の各号に掲げる事項に留意し、厳正に取り扱うものとする。

- (1) この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- (2) 経営改善基本要綱等に定める個人情報の取り扱いに関する同意書における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ない提供先への情報の提供や情報の種類を提供しないものとする。

(その他必要事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、
推進会議が別に定めるものとする。

附 則（令和元年8月30日 大口町告示第111号）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前にこの要領による改正前の大口町特別融資制度推進会議設置要領の規定によりされている協議等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第51号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。